

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月29日（土）号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

○鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（※） (総務課取扱い) 1

## 条 例

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第58号

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

- 1 議会の議長は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の額は、鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号。以下「議員報酬条例」という。）第2条及び鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例（平成25年鹿児島県条例第15号）の規定にかかわらず、議員報酬条例別表第1に定める議員報酬額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、同表に定める額とする。
- 2 議会の副議長及び議員の特例期間における議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、議員報酬条例別表第1に定める議員報酬額から、その額に、副議長にあつては100分の8を、議員にあつては100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、同表に定める額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。